② ガス供給施設

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、ガス供給施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

ア 武力攻撃事態等において、速やかに、関係機関と連携しつつ、ガス供給施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。

イ ガス供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該ガス供給施設の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

ウ 指定公共機関であるガス事業者に対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地方公共団体との連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。

③ 熱供給施設

商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、熱供給施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

ア 関係機関と連携しつつ、熱供給施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。

イ 熱供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該熱供給施設の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

④ 工業用水道施設

地域経済産業グループは、工業用水道施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

ア 関係機関と連携しつつ、工業用水道施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。

イ 工業用水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該工業用水道施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。また、当該工業用水道施設の管理者に対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地方公共団体との連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。

第５節　訓練及び備蓄

１　訓練

大臣官房総務課、大臣官房情報システム厚生課厚生企画室その他関係部局及び各地方支分部局は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行うものとする。訓練の実施に当たっては、関係機関と共同するよう努めるとともに、経済産業省防災業務計画に基づき毎年度一回以上実施する防災訓練との有機的な連携に配慮するものとし、訓練の実施後、速やかにその事後評価を行う。

・経済産業省非常参集訓練
・経済産業省国民保護対策本部設置運営訓練
・指定地方公共機関に対する警報の通知・伝達
・国民保護法第103条の規定に基づく危険物質等の取扱者に対する措置の実施命令
・その他国民保護措置の的確な実施に必要と認める訓練

２　備蓄

商務流通保安グループ、製造産業局、資源エネルギー庁及び各経済産業局は、地方公共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう、平素から物資及び資材の調達体制を整備するものとする。また、武力攻撃事態等において我が国の石油及び石油ガスの安定的な供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合に備え、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に基づき備蓄している石油及び石油ガスを速やかに供給することができるよう、体制を整備するものとする。

第４章　武力攻撃原子力災害への対処

第１節　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

１　関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

２　国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃原子力災害に対する防災対策について広く国民に理解と協力を得るため、平素から、パンフレット、ビデオ、インターネット等の多様な手段を通じ、防災対策等の必要性等について広報を行うものとする。また、武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、経済産業省が実施する武力攻撃原子力災害への対応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

３　武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、武力攻撃原子力災害への対応措置については、これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行うものとする。

第２節　武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

１　経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局

⑴　経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局の設置

次に掲げるときは、経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局（以下「原子力災害対策事務局」という。）を設置する。

・国民保護法第105条第１項の規定により原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第９条第１項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を受けたとき
・国民保護法第105条第３項の規定により都道府県知事、市町村長及び関係隣接都道府県知事から同条第１項に規定する事実があると認めた旨の通報を受けたとき
・国民保護法第105条第１項に規定する事実があると認めるとき

⑵　原子力災害対策事務局の組織及び運営

原子力災害対策事務局の組織及び運営に関する事項は、防災関係機関等組織規程に定めるものとする。

⑶　原子力災害対策事務局の事務

原子力災害対策事務局は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。
・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
・武力攻撃原子力災害に係る被害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

⑷　原子力災害対策事務局の廃止

原子力災害対策事務局の長は、武力攻撃原子力災害に関する被害の拡大防止策及び応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力災害対策事務局を廃止する。

２　連絡体制及び参集体制の整備

⑴　情報の収集・連絡体制の整備

経済産業省は、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑に行うため、専用回線網等の維持・整備を行う。